

第3章 自然との共生を基本とした環境の保全と創造



道では、北海道の豊かな生物多様性を保全し、将来にわたってその持続可能な利用を図るため、平成25年（2013年）3月に「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定しました。

この条例は、①生物多様性の保全に係る「基本原則」を示し、②関連施策を総合的かつ計画的に推進するための「生物多様性保全計画」の策定や、③地域における多様な主体との連携・協働による保全活動の推進、④鳥獣の保護管理、⑤外来種対策、⑥希少野生動植物種の保護など、生物多様性の保全に関する理念から対策までを盛り込む総合的な条例となっています。

また、平成27年（2015年）9月には「生物多様性保全計画」を見直し、①新たな法律の制定や国の計画の改定、情勢の変化などの反映、②計画の点検・評価を踏まえた実施方針の見直し、③目標の達成状況を把握するための目安となる具体的な指標の設定を行いました。

この条例及び計画に基づき、北海道らしい自然共生社会の実現を目指しています。

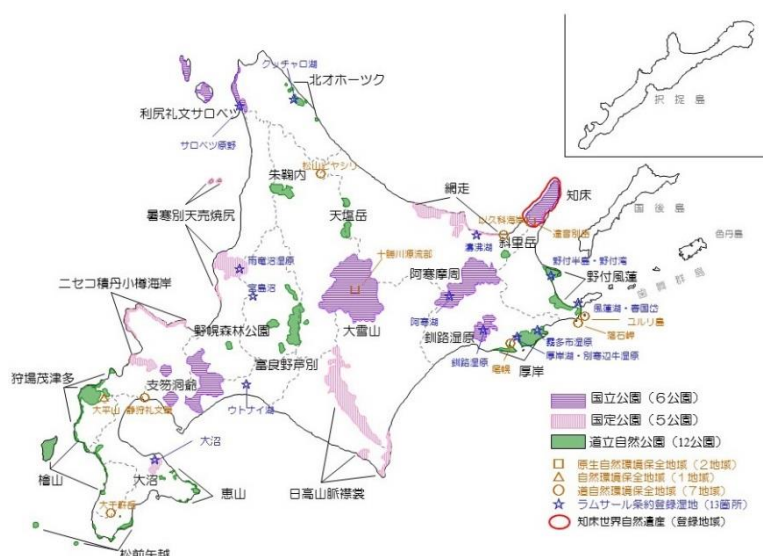
＝ 1 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

（1）自然公園等のすぐれた自然環境の保全

本道は、すぐれた自然に恵まれており、北国特有の多様な動植物が生息・生育しています。

この自然環境を適切に保全するため、下図の地域を自然公園などに指定しています。自然公園は、すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、「自然公園法」や「北海道立自然公園条例」に基づいて指定しており、その中でも特に保護を図る必要のある特別地域の面積は、総面積の80%以上を占めています。

■自然公園等の指定状況



■自然公園の指定状況

区分	指定箇所数	面積			
		総面積	特別地域	うち特別保護地区	普通地域
国立公園	6	509,558	398,758	89,709	110,800
国定公園	5	212,359	209,207	22,210	3,152
道立自然公園	12	146,873	120,135	—	26,738
計	23	868,790	728,100	111,919	140,690

※1 面積の単位：ha

※2 令和元年度末現在

また、すぐれた自然環境を有する地域の保全を図るため、国が「自然環境保全法」に基づき原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を指定しており、道でも「北海道自然環境等保全条例」に基づき道自然環境保全地域を指定しています。（右表）

このほか、道では同条例に基づき環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木を指定しています。

■自然環境保全地域など指定状況

区 分	指定数	面積
原生自然環境保全地域	2	2,930
自然環境保全地域	1	674
道自然環境保全地域	7	5,958
計	10	9,562
環境緑地保護地区	114	3,968
自然景観保護地区	32	16,730
学術自然保護地区	23	1,210
計	169	21,908
記念保護樹木	106	—
合 計	285	31,470

※1 面積の単位：ha

※2 令和元年度末現在

ア 自然公園の利用・保護管理

自然公園には、保護と利用が適正に行われるように自然条件と社会条件などに応じて公園計画が決定されています。

この計画では、風致景観の維持や適正な利用を図るための区域及び施設が定められており、状況の変化に応じた内容とするため、順次見直しを行っています。

近年では、スノーモビル等の乗入れによる野生動植物への影響が懸念される天塩岳道立自然公園について、区域全体を車馬等の乗入れ規制地区に指定するなどの見直しを行っており、平成30年度（2018年度）には、厚岸道立自然公園の公園計画の一部変更を行っています。

■国定公園及び道立自然公園における許認可件数

また、国定公園や道立自然公園内で工作物を設置したり木竹を伐採するなどの行為に対する許認可に際しては、その風致景観を保護する観点から必要に応じて条件を付すなど、自然景観への影響を少なくするよう努めています（右表）。

また、これらの公園の自然環境を適切に保全するため、全道に自然保護監視員を配置するなどして、定期的な監視や利用者への指導などを行っています。

許 可		認 可	
行為等の種類	件数	行為等の種類	件数
工作物の新改増築	252	道 路	7
木竹の伐採・損傷	19	園 地	1
土 石 の 採 取	30	宿 舎	2
高山植物等の採取	22	野 営 場	1
広告物の設置等	69	ス キ ー 場	4
土地の形状変更	21	駐 車 場	—
車馬等の乗入れ	11	博物展示施設	—
そ の 他	15	水 族 館	3
		そ の 他	1
計	439	計	19
合 計			458

※ 令和元年度

イ 湿原生態系の適切な保全

本道には釧路湿原やサロベツ湿原など数多くの湿原がありますが、これらは本道の豊かな生物多様性の象徴であるとともに、タンチョウなどの貴重な動植物の生息・生育空間として重要な地域となっています。また、湿原は、保水機能、水質浄化機能、気象変化を緩和する機能などの生態系サービスを通じて地域住民の生活環境や水産業・農業に大きく関わるとともに、その景観は観光資源としても利用されています。

道では、「北海道湿原保全マスタープラン」（平成6年（1994年）策定）に基づき、総合的な保全対策が必要な個別の湿原を対象とした「湿原保全プラン」を定め、湿原保全対策の検討・実施を進めています。

国では、平成28年（2016年）4月、全国633箇所の湿地を「生物の多様性の観点から重要度の高い湿地」として公表しており、道内からは77箇所の湿地が選定されています。これ

らの選定にあたっては、道も湿原の現状や新たな知見など情報提供を行い、協力しました。

◆ラムサール条約湿地

道内には国際的に重要な湿地として、13 か所がラムサール条約に登録されています（右表）。

この条約は、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と自然資源の持続可能な利用を促進することを目的としています。

道では、国や関係機関及び地元の方々と連携を図りながら、ホームページなどを利用し、条約湿地の賢明な利用について普及啓発を進めています。

■道内のラムサール条約湿地

条約湿地名	市町村名	面積	登録年月日
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	7,863	S55. 6.17
クッチャロ湖	浜頓別町	1,607	H元. 7. 6
ウトナイ湖	苫小牧市	510	H 3.12.12
霧多布湿原	浜中町	2,504	H 5. 6.10
厚岸湖・別寒辺牛湿原	厚岸町	5,277	H 5. 6.10
宮島沼	美瑛市	41	H14.11.18
雨竜沼湿原	雨竜町	624	H17.11. 8
サロベツ原野	豊富町、幌延町	2,560	H17.11. 8
濤沸湖	網走市、小清水町	900	H17.11. 8
阿寒湖	釧路市	1,318	H17.11. 8
風蓮湖・春国岱	根室市、別海町	6,139	H17.11. 8
野付半島・野付湾	別海町、標津町	6,053	H17.11. 8
大沼	七飯町	1,236	H24. 7. 3

※ 面積の単位：ha

ウ その他の取組による自然環境の保全

道が進める川づくりは、治水や利水と調和した環境対策を図るもので、それぞれの目的や機能を損なわずに自然環境を保全し、創出することを基本に行っています。

大沼（七飯町）では、町が策定した「大沼地域活性化ビジョン」に基づいて、沼に浮かぶ小さな島々の湖岸の護岸や浚渫を行い、河川空間とまち空間の融合が図られる良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」の取組をこれまで進めてきました。

また、佐呂間別川（佐呂間町）などでは、良好な砂州の形成を目指し、掘削方法の工夫を行うなど河川の多様な生態系に配慮した多自然川づくりに取り組んでいます。

■湖岸の護岸（折戸川水系大沼）



■良好な砂州の形成（佐呂間別川水系佐呂間別川）



道が進める多自然川づくりのポイント

- ① 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出すること。
- ② 多様な河川景観を保全・創出すること。
- ③ 地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮すること。

(2) 公益的な機能の高い森林の保全

森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、生物多様性の保全、国土の保全、水源の涵養、保健・レクリエーションの場の提供、林産物の供給などの多面的機能を持っています。

道では、森林を取り巻く状況の変化に対応するため、森林づくりに関する長期的な目標と施策の基本的事項を示す「北海道森林づくり基本計画」に基づき、道民の参加や協力を得ながら、多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを進めています。

また、道が策定する地域森林計画では、地域の特性、森林資源の状況等を勘案し、森林を「水源涵養林^{かんよう}」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」及び「木材等生産林」の5つの機能に区分する指針を定めています。特に、生物多様性保全の取組を進めるため、「保健・文化機能等維持林」において、河川や湖沼周辺に位置した森林の生物多様性の保全や貴重な森林生態系の維持・保全に配慮した施業を推進する区域を「生物多様性ゾーン」として設定する基準、施業方法を示しています。

市町村森林整備計画では、これを参考に地域の特性に応じた森林の区分を行い、約81千ha（平成30年度（2018年度）末）を「生物多様性ゾーン」に設定し、環境に配慮した森林づくりを目指しています。

このほか、森林づくりを進めるに当たっては、水産業や農業など、他産業との連携を進めるとともに、国有林と民有林が連携することによる流域一体となった森林の整備・保全に取り組んでいます。

（3）快適な環境の保全と創造

ア 生物多様性の保全活動の推進

道では、平成29年度（2017年度）から、「未来へつなぐ！北国のいきもの守りたい賞」を創設し、道内で生物多様性の保全等に関して、優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体などを表彰しています。

令和元年度（2019年度）は、4団体を表彰し、広く道民に周知することにより、道内各地で取り組まれている様々な生物多様性の保全等に関する活動がより一層活性化されるとともに、新たな企業や団体が活動に取り組むなど、より多くの主体が関わることが期待されます。

「株式会社 北海道アルバイト情報社」 HAJ新十津川の森「ほある」	「北海道コカ・コーラボトリング株式会社」 北海道e-水プロジェクト及び白旗山都市環境林もりづくり
	
「認定NPO法人カラカネイトンボを守る会あいあい自然ネットワーク」 未来につなげる篠路福移湿原・茨戸川地域の自然保護活動	「NPO法人環境把握推進ネットワークPEG」 釧路湿原域に生息する野生生物の保全活動及び外来生物の防除活動
	

イ 生物多様性保全の普及啓発

生物多様性の保全を進めていくためには、道民一人ひとりが自然環境に関する基礎的な知識を持ち、国や自治体だけでなく、道民、企業やNPO・NGOなど多様な主体が積極的に取り組んでいくことが重要です。

このため、令和2年（2020年）1月に札幌市内で開催した「道民カレッジ連携講座 しれとこ大百科」において、「未来へつなぐ！北国のいきもの守りたい賞」を受賞した企業やNPOの表彰式及び活動発表を行い、生物多様性の重要性について、普及啓発を行いました。

■道民カレッジ連携講座 しれとこ大百科



ウ みどりの保全と創造

生き物の生命を育む土壌、大気、水などが一体となった空間である「みどり」は、私たちの生活にうるおいと安らぎを与え、きれいな空気や水などをもたらしてくれますが、地球環境問題が顕在化している中で、みどり豊かな環境の重要性が見直され、その量ばかりでなく、質や利用の仕方などについてもニーズが多様化してきています。

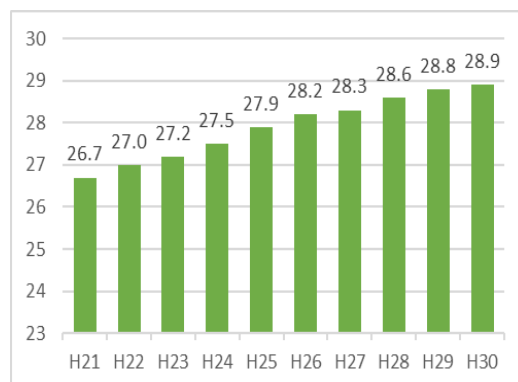
環境を重視した質の高いみどりづくりを進めるためには、地域の住民、企業、行政が連携を図り、住民参加による地域の特色あるみどりづくりや地域の自主的・自発的なみどりづくりを促進するといった取組を各地で進めていく必要があります。道では、北海道及び道内各市町村の木や花、道内の巨樹・名木・並木、里山林での活動事例など、身近なみどりや森林づくりに関する情報をホームページ等で提供しています。

◆都市施設等の緑化

みどりの公益的機能をより効果的に発揮させるには、市街地やその周辺部、海岸や山地などでみどりづくりに努めることが重要です。

市街地やその周辺の公共的な緑地を確保するとともに、各種の都市施設の緑化を進めるため、令和元年度（2019年度）は、46の市町村において社会資本総合交付金で都市公園の整備を進め、港湾でも、苫小牧港などの6港で植栽による環境整備を行いました。

■都市公園の一人当たりの公園面積（㎡）



エ 水辺の保全とふれあいづくり

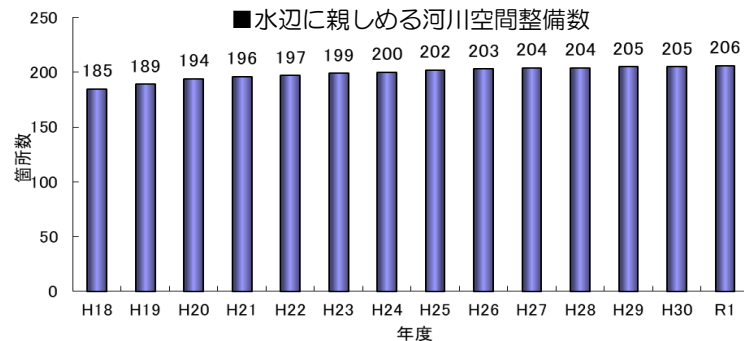
◆河川の保全とふれあいづくり

道内には1,531水系、16,631河川、69,258kmに及ぶ河川があり、これらは、本州などに比べ勾配が緩やかで、河谷の幅が広く、自然が残された流域や水辺が多いのが特徴です。

川は人々の身近な自然であり、水辺に近づくことは、多彩な水の表情や自然を間近に観察する機会をもたらし、川への関心を高める契機にもなります。

近年、多様な自然を有する良好な水辺環境が注目されており、「北海道の川づくりビジョン」（平成31年（2019年）策定）の一つの柱である「未来へ向けた川づくり」では、豊かな

生物と美しい風土を育み、潤いのある河川環境を保全・整備することにより、豊かな生活環境を創出するとして、①親しみやすい川づくり、②ゆとりの確保、③水質の保全・改善、④河道の連続性の確保、⑤子供たちの川づくりという観点に配慮して河川改修などの事業に取り組んでいます。



◆水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進

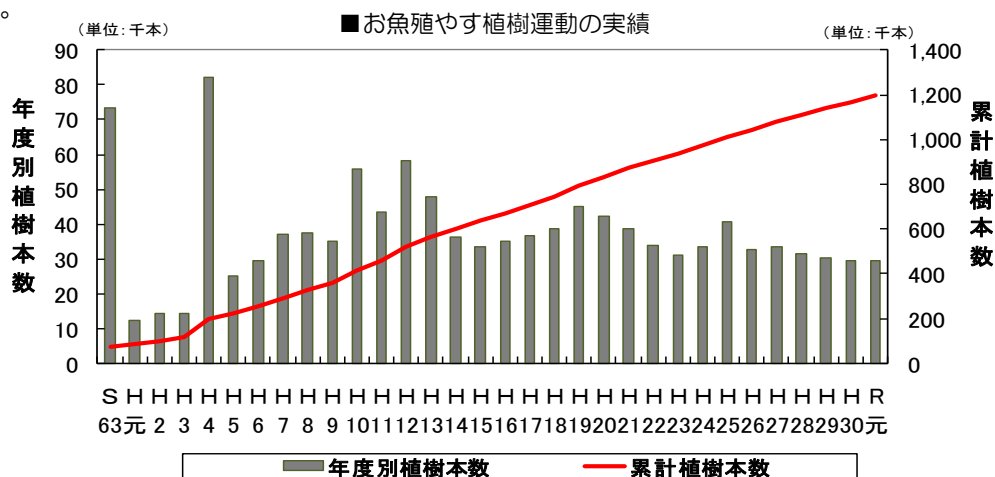
道では、動植物の生息・生育環境に配慮し、併せて良好な景観を創出する「多自然川づくり」をはじめ、親水性の向上を図り、良好な河川空間や、魚道等を整備する「環境整備事業」や自然環境の保全・再生を図る「自然再生事業」、河川のオープンスペースを有効利用し、河川沿いに植林、緑化を行うことで、流域の保水機能を高めるとともに、良好な環境を創出、再生する「河畔林整備事業」に取り組んでいます。

また、上流域においては「北海道の溪流環境整備基本計画」（平成15年度（2013年度）策定）に基づいて、溪流の連続性、多様性の確保や、河畔林の保全・創出に取り組んでいます。

■当別町「道民の森」での植樹活動
(R1.6.3 北海道漁協女性部連絡協議会)

このほか、北海道漁業協同組合女性部連絡協議会は、昭和63年（1988年）から「お魚殖やす植樹運動」に取り組んでおり、全道各地で植樹活動を展開しています。

道では、こうした漁協女性部の取組のうち、地域のイベント等と連携するなど、森林づくり活動未経験者の参加を促進する植樹活動に対して助成を行いました。これら取組等を通じ、道民の森林づくり活動への自発的な参加を促進しています。



◆海辺とのふれあいづくり

本道の海岸の総延長は、約3,100km（北方領土を除く。）で、全国の9%に相当します。古くから私たちは海に親しみ、また、最近レジャーの多様化に伴って海洋レクリエーションへの関心も高くなり、気軽に海とふれあう空間が求められています。

このようなニーズに応え、安全でうるおいのある海辺づくりを行うため、砂浜を創出する養浜や静穏な海域を確保するための施設の整備などを行っています。特に利用の多い海岸においては、階段、スロープ等を整備する「海辺のふれあい事業」により、自然環境と調和し、海水浴やキャンプ、散策などが快適に楽しめるような利用しやすく親しみのもてる海岸づくりに取り組んでいます。

（4）北海道らしい景観の形成

良好な景観の形成は、自然環境の保全、地域産業の振興、潤いのある豊かな暮らしの実現など幅広い分野に関わるものです。

このため、道では、「北海道景観条例」により良好な景観の形成に関する施策を推進するとともに、「北海道屋外広告物条例」により、屋外広告物と都市・自然景観や環境との調和を図るなど、環境や暮らし、食や観光などを支える重要なものとして、景観形成を様々な施策に戦略的に位置づけて推進しています。

具体的な施策としては、自然公園等の豊かな自然の保全や整備を進め、美しい自然環境の維持に努めるほか、水辺空間や緑化空間などがある都市公園、街路などの維持、保全、再生、創造などにより、身近に自然を感じることでできる市街地の景観づくりを進めています。

また、山地や海岸、河川、湖沼など、景観資源となる自然環境の維持・保全・再生や、流域の特性に応じた水質や水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水環境の確保を進め、景観資源を道民共有の財産として維持、保全、再生されていくよう取組を進めています。

なお、再生可能エネルギーの活用など、道内の豊かな資源の有効利用が進められる中、大規模な太陽光・風力発電設備の整備の際は、周辺環境との調和に配慮するよう、景観形成の考え方をガイドラインとして示しています。

公共事業の実施にあたっては、優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を活かし、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、「北海道公共事業景観形成指針」を定め、河川の改修事業の際に周辺の景観との調和に配慮し、護岸に自然石風に修景したものを用いるなどの、良好な景観づくりに取り組んでいます。

◆快適で魅力ある都市・農村の景観づくり

のびのびとした空間や豊かな緑、花に彩られた都市空間は、街の景観形成に重要な役割を果たすとともに、人々のふれあいや交流の場となる重要な要素となっています。

こうした質の高い都市空間を創出するため、バリアフリー化されたゆとりある歩行者空間の確保、路上駐輪対策に係る施設配置、無電柱化や街路樹・花壇などまち並みに配慮した生活環境の整備を進め、快適で魅力ある都市の景観づくりに取り組んでいます。

一方、農村では、生産と生活の営みが自然と調和して特色ある景観を育んでおり、都市から見た魅力の一つとなっています。これらを活かしながら、快適な農村地域づくりを進めるには、地域住民が身近な自然や地域の環境を見つめ直し、歴史や文化を掘り起こしながら、自ら考え行動する住民参加型の地域づくりが重要となっています。このため、地域の人々が

一体となって行う景観形成や環境・生態系の保全、開拓の歴史等を伝える建造物の保存など、本道ならではの農村景観の維持や保全に取り組んでいます。

＝ 2 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 ＝

知床は、流水が育む豊かな海洋生態系と原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があること、また、シマフクロウやオオワシなどの世界的な希少種やサケ科魚類、海棲哺乳類等の重要な生息地を有することなどが評価され、平成17年（2005年）年7月17日に国内で3番目の世界自然遺産に登録されました（平成30年度（2018年度）末現在、国内の登録地は白神山地・屋久島・小笠原諸島を含め4ヶ所）。

登録の際に世界遺産委員会から勧告のあった海域管理計画の策定については、平成19年（2007年）に策定した「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」を平成30年（2018年）に第3期海域管理計画として改定し、海洋環境等の継続的なモニタリング調査を行うなど海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営み及び海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用の両立に役立てています。

平成20年（2008年）に行われたユネスコ世界遺産センター及び国際自然保護連合（IUCN）による現地調査の報告書では、他の世界自然遺産地域の管理モデルになると評価されたほか、海域やサケ科魚類の管理などを今後も継続していく必要があるとした上で、包括的な遺産計画の策定や河川工作物の改良の継続など、今後の知床の保安全管理に対して助言が勧告されました。

これを受け、平成21年（2009年）には海域とエゾシカの管理計画を包括した「知床世界自然遺産地域管理計画」を策定し、以降この計画に基づいて保全と管理を進めることとしたほか、改良が適当とされた河川工作物についても設置者により工事が進められ、サケ科魚類の遡上個体数の増加に努めています。

また、世界自然遺産登録10周年を契機として、平成28年（2016年）3月には、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する基本理念等を定めた「北海道知床世界自然遺産条例」を制定し、併せて、毎年1月30日を、知床の価値について改めて考える「世界自然遺産・知床の日」と決めました。

第4回目の知床の日となった令和2年（2020年）1月30日には、道民カレッジ連携講座「しれとこ大百科」～知床世界自然遺産を考える～を開催し、知床の日の趣旨である自然遺産としての顕著な普遍的価値や保全と適正利用の必要性などについて改めて考えていただけるよう努めました。引き続き、地元や関係行政機関が一体となって、地域主導で遺産地域の保全と適正な利用に取り組んでいます。

＝ 3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの場と機会の確保と自然の適正な利用

道では、道民や旅行者の皆さんに、知床世界自然遺産など、本道の自然の素晴らしさに触れていただくための自然体験の機会を提供するとともに、自然の適切な利用方法について理解を深めていただくための取組などを行っています。

ア 自然環境にやさしいツーリズムの推進

近年の旅行者ニーズは多様化し、豊かな自然や美しい景観の中でゆっくり過ごしたり、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ旅行や、子どもたちが農山漁村での生活や営みに直に触れる体験型教育旅行などへの関心が高まっています。多様なニーズを持つ旅行者に対応するためには、環境との調和を図りながら、自然や景観などの地域資源を生かした個性ある体験型観光の商品化を地域の関係者が連携して進めていくことが必要となっています。

このため道では、様々な事業を通じて観光客の受入体制整備に取り組むとともに、令和元年（2019年）11月に、地域の体験観光素材をPRし商品化を促進するため、体験型観光商談会を札幌市で開催しました。この商談会には、体験型観光事業者、旅行会社等89社が参加しました。

また、多くの方々に安全で快適にアウトドア活動を楽しんでいただくために、アウトドア資格制度の運用を通じ、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドや事業者を育成するほか、一般のアウトドア活動者を対象とした講習会の開催により、北海道の自然の特徴やその中に潜むリスクなどについて理解の促進を図りました。

■高山植物や独特の景色を楽しむ登山



■新緑に包まれた湖面を滑るように進むカヌー



イ 自然公園の整備と自然体験の機会の提供

道では、自然公園の風致景観の保護と利用者の安全確保及び快適な利用を促進するため、園地、歩道、野営場などを整備するとともに、既存施設の補修・改良を行い、多様化する公園利用に対応しているほか、地域の清掃活動団体に助成を行い、清潔な自然公園の維持に努めています。

令和元年度（2019年度）は、支笏洞爺国立公園、阿寒摩周国立公園、大沼国定公園、野付風蓮道立自然公園等において老朽化した利用施設の大規模改修等を実施しました。

なお、利尻礼文サロベツ国立公園内のオタドリ沼園地においては、平成30年（2018年）8月に利尻島を訪問された天皇、皇后両陛下が改修工事を終えた直後の栈橋に立ち、雄大な利尻富士の景観などを楽しまれました。

また、平成28年（2016年）から推進している国立公園満喫プロジェクトにより、訪日外国人観光客の受入れ環境整備にも取り組んでいます。

■利尻島：オタドリ沼



■礼文島：スコトン岬



国立公園満喫プロジェクト

平成28年（2016年）3月に政府がまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図り、令和2年（2020年）までに訪日外国人の受入れ環境整備を計画的・集中的に実施することで、国立公園の魅力を再発見・再構築しようというプロジェクトです。

阿寒摩周を含む全国8カ所の国立公園が選定され、関係機関や団体などと連携して、施設整備やプロモーションなど、先行的・集中的な取組を展開しています。

また、この満喫プロジェクトに準じた取組を行う公園として支笏洞爺国立公園が選定され、定山溪や支笏湖において自然体験活動の推進などに取り組んでいます。

■ 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトポスター

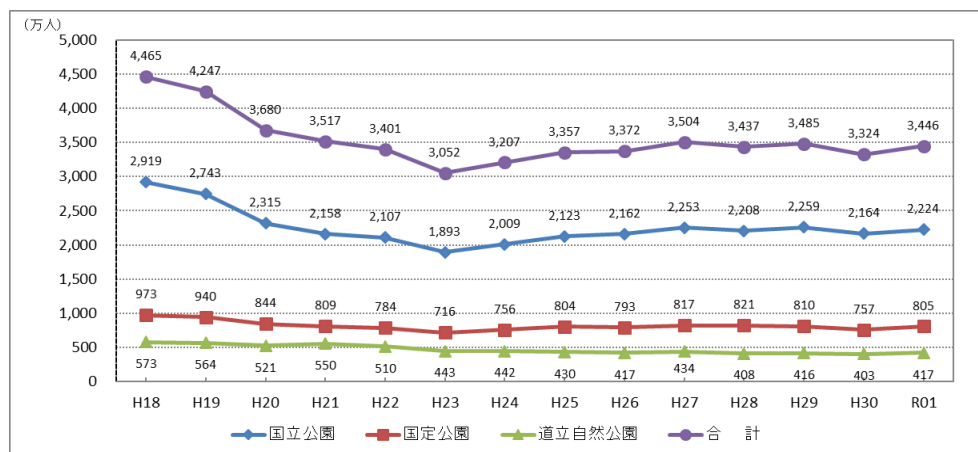


■ アイヌ文化を取り入れた多言語案内板



道内の自然公園利用者数は、平成27年（2015年）以降、ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和元年（2019年）は昨年から回復傾向にあり約122万人の増加となりました。

■道内の自然公園利用者数



このほか、野鳥に親しみ、ふれあいを深める場として設置した「支笏湖野鳥の森」（千歳市）、
「チミケップ湖野鳥公園」（津別町）や、豊かな森林資源を活用し、多くの道民が森林とふれ
あい、森林に対する理解を深める場として設置した道民の森（当別町・月形町）の適正な維持
管理に努めています。

道民の森は、約1万2千haの広大なエリアの中で、森林学習、キャンプ、森林づくり活動な
どが体験できる森林総合利用施設として、年間約13万人に利用されています。

また、各（総合）振興局森林室では、森林や森づくりへの理解と参加を促進するため、道有
林などをフィールドとした木育教室や森づくり体験等の様々な取組を実施しています。

各（総合）振興局及び野幌森林公園自然ふれあい交流館においても、北海道ボランティア・
レンジャー等を活用した自然観察会等を開催し、自然とふれあう機会を提供しています。

(2) 飼養動物の愛護と管理

ペットは私たちの生活を豊かにしてくれる存在であり、人と動物との共生が重要となる一方で、
不適正な飼養による近隣住民への迷惑、ペット販売を巡るトラブル、動物への虐待などが社会的
な問題になっていることから、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護法」とい
う。）令和元年6月に一部改正され、飼い主責任や動物取扱業の規制等が強化されるとともに、
動物虐待に対する罰則も引き上げられました。

また、道では、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護条例」という。）」
により、動物の健康及び安全を保持するとともに、人への迷惑や危害の防止、ペットとして導入
された外来種の野生化の防止など、飼い主の責務を規定しており、平成30年(2018年)3月には、
道全体の施策の方向性と目標を示した「第2次北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン
2018）」を策定しました。

ア 動物の適正な飼養・取扱い

「動物愛護法」や「動物愛護条例」では、飼い主に対し、その動物が自己の所有であることを
を明らかにする措置や不妊措置、終生飼養の責務や義務などが規定されています。

道では、「動物愛護法」で定められている動物愛護週
間（9月20日～26日）に、各（総合）振興局において
市町村及び関係団体と連携して動物の飼い方教室や、ペ
ットの災害対策に関するパネル展示を行うなど、適正な
飼養の普及啓発を図る一方、近年急増しているペットに
関する苦情については、各（総合）振興局が窓口となり、
市町村などと連携を図りながら対応するほか、不適正な
飼養者に対しては、飼養状況を確認し必要な指導を行っ
ています。さらに、動物愛護の推進に熱意と識見のある
人を北海道動物愛護推進員に委嘱し、地域での普及啓発
などの協力を得ています。また、ペットショップ等の第一種動物取扱業者は「動物愛護法」に
基づき知事の登録及び動物取扱責任者の選任が義務付けられています。道では、これらの施設
を定期的に立入検査し、動物の適正な取扱いを指導しています（右上表）。

■ 第一種動物取扱業者数
（札幌市を除く）

区 分	登録数
販 売	578
保 管	711
貸 出	21
訓 練	69
展 示	199
競り あっせん	0
譲渡飼養	3
合 計	1581
（実施設数）	1260

※令和元年度末現在

イ 特定動物・特定移入動物の飼養

ヒグマ、ライオンなど人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物）を飼養する場合は、「動物愛護法」に基づき、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、令和2年6月1日以降は、愛玩目的での新たな飼養ができなくなりました。

令和元年度（2019年度）末現在、道内（札幌市を除く。）の38許可施設において690頭の特定期動物が飼養されており、道では、許可施設等に定期的に立入検査し、人への危害防止と動物の適正な飼養について指導しています。

フェレット及びプレーリードッグは、野生化した場合、本道の生態系を乱すおそれがあるため、「動物愛護条例」に基づく「特定移入動物」に指定されており、飼養する場合、知事への届出が義務付けられているほか、去勢や不妊手術を施すように努めなければなりません。

また、「特定移入動物」を販売する業者は、購入者への終生飼養の意思確認や各動物の本能、習性などの情報提供、さらに販売台帳などの整備が義務付けられています。

■特定移入動物飼養頭数

区 分	頭 数
フェレット	2,529
プレーリードッグ	63
合 計	2,592

※令和元年度末現在

ウ 犬・猫の引取り及び新しい飼い主への譲渡等

道では、「動物愛護法」に基づき所有者や拾得者等から犬・猫を引き取っていますが、できるだけ生存の機会を与えるとともに、飼育モラルの向上を図るため、「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しています（右表）。

■新しい飼い主探しネットワーク事業による譲渡実績

区 分	登録者数	譲渡頭数
犬	450 (11,468)	163 (8,258)
猫	603 (9,631)	670 (12,751)
合 計	1,053 (21,099)	833 (21,009)

※1 令和元年度末現在

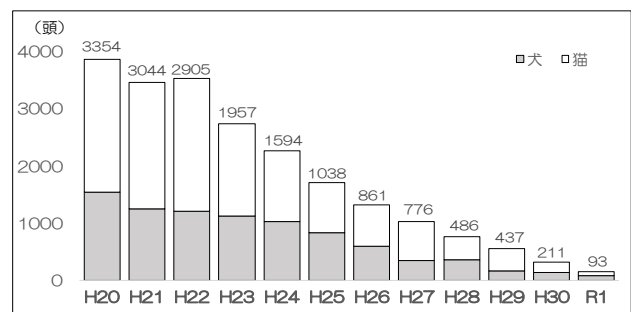
※2 () 内は平成14年7月からの累計

この事業は、各（総合）振興局が、譲り受け希望者をあらかじめ把握しておき、犬・猫の引取情報と照合し、コーディネートするものです。

譲り受け希望者には、地域の「模範的な飼い主」になっていただくために一定の審査を行っており、さらに、譲り受けた後の飼養状況を情報提供してもらうなど、適正飼養についての関心と理解を深めることとしています。

なお、譲渡に向かない犬・猫、譲受先が見つからない犬・猫については、安楽殺処分を行うこととなりますが、その数は動物愛護団体の再譲渡活動などにより減少傾向にあります（右図）。

■犬・猫の安楽殺処分頭数



エ その他の取組等

道では、「動物愛護条例」により、各（総合）振興局に獣医師を「動物愛護監視員」として配置し、適正飼養の推進などに努めています。

また、犬や猫などの負傷動物については、公益社団法人北海道獣医師会に収容、治療を委託し、各（総合）振興局において、市町村の協力を得ながら対応しています。

＝ 4 野生生物の保護管理

(1) 希少野生動植物種の保護

本道は、北方系と南方系の動植物が同時に見られる、国内でも特有の生態系が形成されていますが、開発や気候変動などに伴う生息・生育地の変化などにより、多くの野生動植物が数を減らしたり、生息・分布域を縮小させるなど、危機にさらされています。

このため、道では、平成12年（2000年）3月に、絶滅のおそれのある野生動植物の現状を「北海道レッドリスト」として公表し、希少な野生動植物の保護を図るための基礎資料として活用してきました。平成26年度（2014年度）からは、新たなデータや知見を踏まえた北海道レッドリストの改訂に着手し、これまで、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫（チョウ目及びコウチュウ目）のリストを改訂しています。

また、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、道では捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を27種、また、この中で流通監視を必要とする「特定希少野生動植物種」を6種指定しているほか（上表）、生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」として日高管内のアポイ岳及び幌満岳に「ヒダカソウ生育地保護区」を指定するなど、希少な野生動植物を保護する取組や分布・生態調査を進めています。

このほか、希少な高山植物の盗掘を防止するため、道警や関係機関と連携した監視を行うとともに、保護活動を実践している民間団体へ監視活動を委託するなど、種の保存のため監視体制の強化を図っています。

■指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種

分類群	種名（科名）	指定希少野生動植物種	特定希少野生動植物種
植物 （23種）	ヒダカソウ（キンボウゲ科）	○	○
	ウルップソウ（ウルップソウ科）	○	○
	ユウバリソウ（ウルップソウ科）	○	○
	ユウバリコザクラ（サクラソウ科）	○	○
	キバナノアツモリソウ（ラン科）	○	○
	ヤチラン（ラン科）	○	○
	レブンソウ（マメ科）	○	
	シソバキスミレ（スミレ科）	○	
	オオヒラウスユキソウ（キク科）	○	
	フタナミソウ（キク科）	○	
	ダイセツヒナオトギリ（オトギリソウ科）	○	
	ヒダカミツバツツジ（ツツジ科）	○	
	サカイツツジ（ツツジ科）	○	
	ヤチカンバ（カバノキ科）	○	
	エンピセンノウ（ナデシコ科）	○	
	コアツモリソウ（ラン科）	○	
	カリバオウギ（マメ科）	○	
	オニオトコヨモギ（キク科）	○	
	タカネエゾムギ（イネ科）	○	
	エゾコウボウ（イネ科）	○	
	ユウバリクモマグサ（ユキノシタ科）	○	
	エゾノクモマグサ（ユキノシタ科）	○	
	ホテイラン（広義）（ラン科）	○	
昆虫 （4種）	ウスバキチョウ（アゲハチョウ科）	○	
	アサヒヒョウモン（タテハチョウ科）	○	
	ダイセツタカネヒカゲ（ジャノメチョウ科）	○	
	カラフトリシジミ（シジミチョウ科）	○	

* 令和元年度末現在

◆国内希少野生動植物種の保護対策

オオワシ



「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている国内希少野生動植物種に関しては、国が策定した動植物種（タンチョウ、シマフクロウ、ウミガラス、エトピリカ、オジロワシ、オオワシ、レブンアツモリソウ）それぞれの保護増殖事業計画に基づき、国や地方公共団体等の関係機関が連携を図りながら保護の取組を進めています。

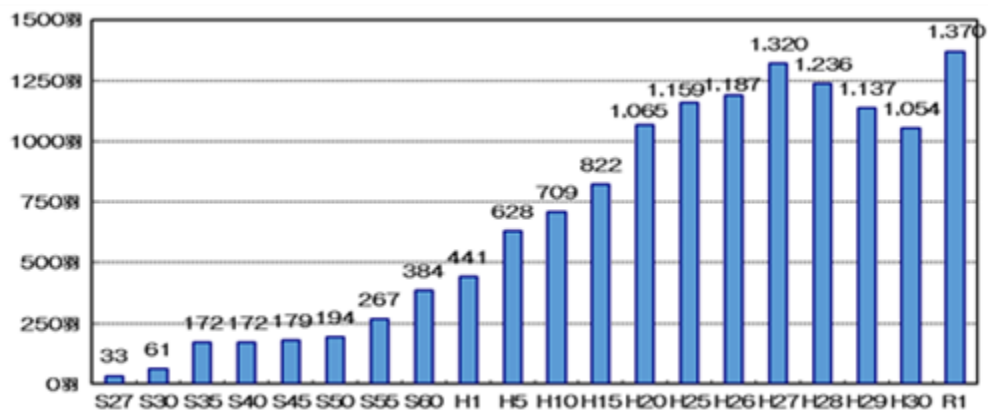
このうち、冬季に北海道に飛来・越冬するオオワシ（写真）や、同じく飛来・越冬し一部は道内でも繁殖しているオジロワシについては、それぞれ国の保護増殖事業計画が平成17年（2005年）12月に策定され対策が推進されています。近年、風力発電施設への衝突が問題となっており、発生事例の収集を行っています。また、猟場に放置されたエゾシカの残滓と一緒に鉛弾の破片を食べてしまうことで起きる鉛中毒事故が、鉛弾の使用禁止以降も依然として続いていることから、「北海道エゾシカ対策推進条例」により平成26年（2014年）10月1日からエゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持自体を禁止しました。

「北海道の鳥」であるタンチョウは、明治中期には絶滅状態にありましたが、地元の人々による献身的な給餌活動や、国の保護増殖事業（平成5年度（1993年度）計画策定）により生息数は年々増加し、国や市町村などと連携して行っている最近の越冬分布調査（生息状況一斉調査）では、1,300羽を超える数が観察されるようになっていきます。このように順調に増加したタンチョウですが、冬期間、給餌場に高密度に集まるため、感染症の集団感染も懸念されることから、国や地方公共団体等の関係機関が連携して越冬地の分散などの取組を進めています。

タンチョウ



■タンチョウ越冬分布調査（生息状況一斉調査）による観察数



(2) 外来種の防除の推進

生物多様性への脅威のひとつであり、1次産業被害や生態系などへの影響が問題となっている外来種について、国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」を制定し、令和2年（2020年）3月末現在で、飼養や運搬を規制する「特定外来生物」としてアライグマなど、交雑種を含む148種類（3科、15属、122種、8交雑種）を指定しています。

道においても、もともと北海道には分布していなかった外来種860種（国内外来種含む）について、導入された経緯や生態学的特性、影響などを整理し、「北海道ブルーリスト2010」（2004版を改訂）にまとめ、公表しています。

平成29年度（2017年度）からは、新たな侵略的外来種の侵入など、現状に合わせて必要な見直しを行うため、北海道ブルーリスト2010の改訂検討に着手し、これまで哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類のリストを改訂しています。

また、平成26年（2014年）3月に「生物多様性保全条例」に基づく「北海道外来種対策基本方針」を策定し、本道の生物多様性に著しい影響を及ぼすため野外に放すことを禁止する「指定外来種」12種（動物10種、植物2種）を指定（指定日：平成27年（2015年）12月18日、施行日：平成28年（2016年）6月19日）し、防除対策などを図っていくこととしています。

動物(10種)	イノシシ（イノブタを含む）、チョウセンシマリス、ニホントカゲ、チョウセンズグエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル、クロマルハナバチ、オオマルハナバチ（亜種に限る）、アメリカザリガニ
植物(2種)	フランスギク、イワミツバ

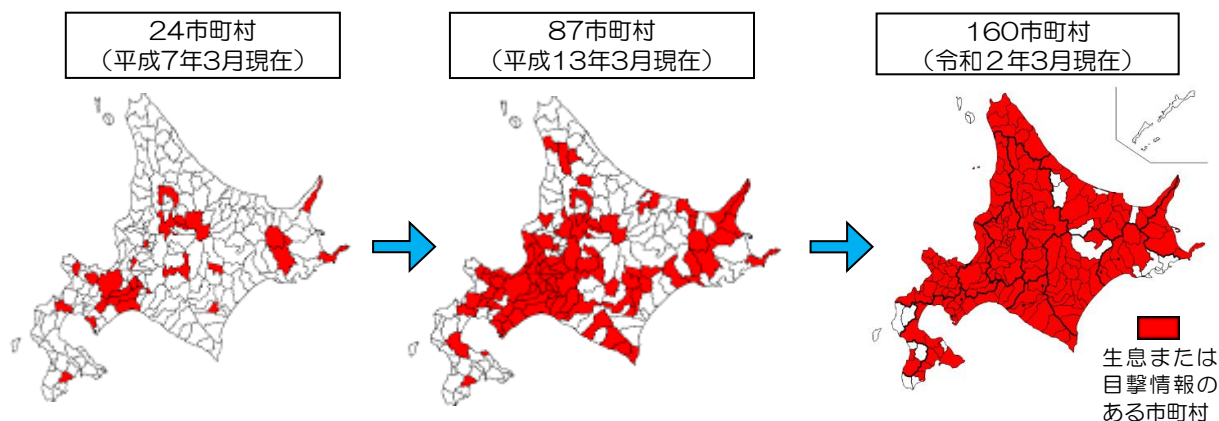
◆アライグマ対策

ペットとして輸入された北米原産のアライグマが、日本各地で遺棄や逃亡により野生化し、問題になっています。

本道では、昭和54年（1979年）に恵庭市内で10頭程度が逃亡し野生化したのが始まりといわれており、その後、道内での生息域を拡大し、令和2年（2020年）3月末現在で、160市町村で目撃、あるいは捕獲実績の報告があり、ほぼ全道に広がっています（下図）。



■アライグマの生息・目撃情報の推移



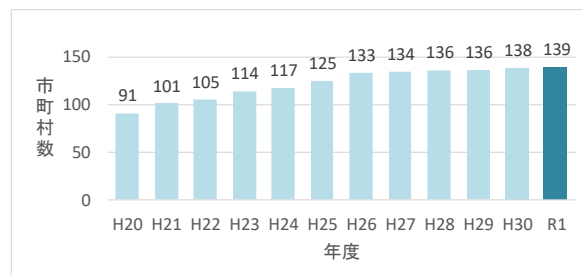
アライグマは繁殖力が強く、雑食性であることなどから、希少な野生生物の食害、同様の生息環境に分布する野生動物の駆逐、農業被害等の増加などが確認されています。

そのため、道は平成18年（2006年）4月に外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、市町村にも計画の策定を呼びかけるとともに、平成20年度（2008年度）には「北海道アライグマ防除技術指針」を策定して捕獲技術の普及を図るなど、市町村等と連携しながら防除に努めています。

令和2年（2020年）3月末現在、139市町村が防除実施計画を策定しています。

また、平成27年度（2015年度）からは、効果的な捕獲のため、アライグマの妊娠中又は離乳前の時期と重なる春期（4～6月）を捕獲推進期間と位置付け、さらに平成31年（2019年）からは開始を1ヶ月前倒して市町村への呼びかけを行い、全道一斉での捕獲を推進しています。

■アライグマ防除実施計画の策定市町村数



◆セイヨウオオマルハナバチ対策

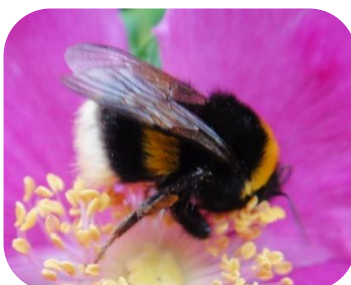
セイヨウオオマルハナバチはトマトなどのハウス栽培での受粉用にヨーロッパから輸入されましたが、ハウスから逃げ出した個体が野生化し、在来マルハナバチとの競合・駆逐や、在来植物での種子の減少など健全な繁殖の阻害が懸念されており、外来生物法の対象となる「特定外来生物」に指定されています。

道内での生息地域は、急速に拡大しており、道は、平成19年（2007年）5月に外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、道民ボランティア（セイヨウオオマルハナバチバスターズ）による捕獲活動など、多様な主体が連携する駆除の取組を推進しています。また、平成27年（2015年）4月には、北海道セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会（構成員：北海道、札幌市、石狩市、黒松内町、公益財団法人北海道環境財団、株式会社アレフ、北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC））を設立し、セイヨウオオマルハナバチの駆除活動イベント等を通じて、外来種対策に関する道民の理解を促進し、意識の醸成に努めています。

■エゾオオマルハナバチ（在来）



■セイヨウオオマルハナバチ



■道民ボランティアの捕獲活動



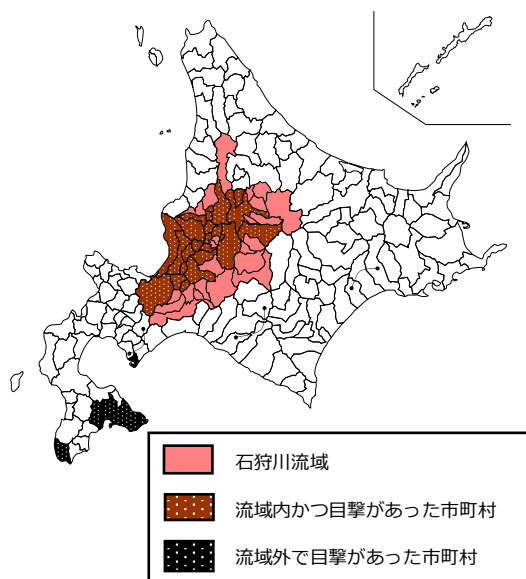
◆「指定外来種」アズマヒキガエル対策

アズマヒキガエルは本州から人為的に導入された、北海道に元々生息していない国内外来種であり、北海道の生物多様性に著しい被害を及ぼすおそれがある種として、平成27年（2015年）12月に生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」に指定されています。

また、平成30年度（2018年度）から「アズマヒキガエル目撃情報調査」を実施し、道民や市民団体等に対し目撃情報を募った結果、道内28市町村でアズマヒキガエルの生息が確認されていることが判明しました。

道では、この目撃情報を基に目撃情報マップや防除事例をホームページに公表し、道民に普及啓発することによって、アズマヒキガエルの拡散防止を図っています。

■アズマヒキガエルの目撃があった市町村



◆外来魚対策

ブラックバスやブルーギルは、元々日本国内には生息していない魚類でしたが、釣り人が放流したことなどが原因で生息域が拡大したと考えられており、現在、国内の多くの河川・湖沼で確認されています。

これらの魚は北米産で、極めて魚食性が強く、環境適応力、繁殖力も高いことから、全国的に水産資源や生態系への影響が問題となっており、外来生物法の対象となる「特定外来生物」に指定されています。道内では、函館市にある五稜郭公園の堀でブルーギルが確認されています。

一方、ブラックバスは、平成13年（2001年）に大沼国定公園内の湖沼で初めて捕獲された後、道央の沼で確認されましたが、平成19年（2007年）5月に駆除が完了しました。道では、「北海道内水面漁業調整規則」により、カワマス、カムルチー、ブラントラウトの3種を移植禁止にしているほか、「外来魚拡散防止総合対策事業」により生息確認調査や駆除を実施し、侵入魚の早期発見や拡散防止策を講じるとともに、啓発小冊子の配布などにより、外来魚の違法な放流の防止を図っています。

また、道内各地で生息するニジマスについても、国から平成29年（2017年）12月に示された「水産分野における産業管理外来種の管理について」において、これ以上の分布拡大をしないことが求められています。

ブラックバス（オオクチバス）



ブルーギル



カワマス



ブラントラウト



カムルチー



写真提供：地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

水産研究本部さけます・内水面水産試験場

(3) 野生鳥獣の適正な保護管理

野生鳥獣の中には、絶滅のおそれのある種や増えすぎて農林水産業等に被害をもたらす種があるため、人間活動とのバランスに配慮しながら、将来にわたって生物多様性が損なわれることのないよう適正な保護管理を計画的に推進する必要があります。

このため道では、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年（2013年）制定）、「北海道エゾシカ対策推進条例」（平成26年（2014年）制定）、「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」（平成29年（2017年）策定）及び「北海道野生動物保護管理指針」（平成8年（1996年）策定）に加えて、エゾシカやアザラシ、ヒグマに関して個別の計画を定めて野生鳥獣の保護管理施策の展開を図っています。

ア エゾシカの管理と有効活用

道内におけるエゾシカの農林業被害額は、平成23年度（2011年度）の64億円から、令和元年度（2019年度）には38億円まで減少していますが、未だ高水準にあります。

また、高山植物や希少植物にも食害が生じているほか、令和元年（2019年）の交通事故は記録を取り始めた平成16年（2004年）以降で最多となる3,188件、列車の支障件数も近年は2,600件程度と高水準で推移するなど、北海道の生態系や私たちの生活に様々な影響を与えています。

こうした状況の中、道では、平成26年（2014年）3月に、特定の野生動物の総合的な対策を定めた都道府県の条例として全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、エゾシカ対策に関する基本理念や道の責務等を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めており、総合的かつ計画的に対策を進めて、人とエゾシカとの共生、地域社会の健全な発展を推進することとしています。

また、「北海道エゾシカ管理計画（第5期）」をこの条例に基づく基本計画として位置づけ、この計画に掲げた7つの基本施策（上表）を積極的に進めていくこととしています。

さらに、増えすぎたエゾシカが適正な生息数となるよう各種対策に努めており、地域の捕獲目標となる「エゾシカ捕獲推進プラン」を策定するなど、捕獲の強化を図っています。

令和元年度（2019年度）は、狩猟規制の緩和（狩猟期間の延長等）を継続するとともに、市町村による一斉捕獲を促進するため、令和2年（2020年）2～3月を「一斉捕獲推進期間」として位置付け、森林管理者（国有林・道有林）との連携による林道除雪などに取り組みました。

また、環境省の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用して、道内10カ所の鳥獣保護区等で捕獲を実施し、全体で548頭を捕獲しました。

さらに、市町村が実施する捕獲事業に対し、地域づくり総合交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した支援を行うとともに、国や市町村、猟友会など様々な関係機関が一体となった連携強化を図ってきました。その結果、令和元年度（2019年度）の捕獲数は約10万7千頭

■一斉捕獲で追われるエゾシカ

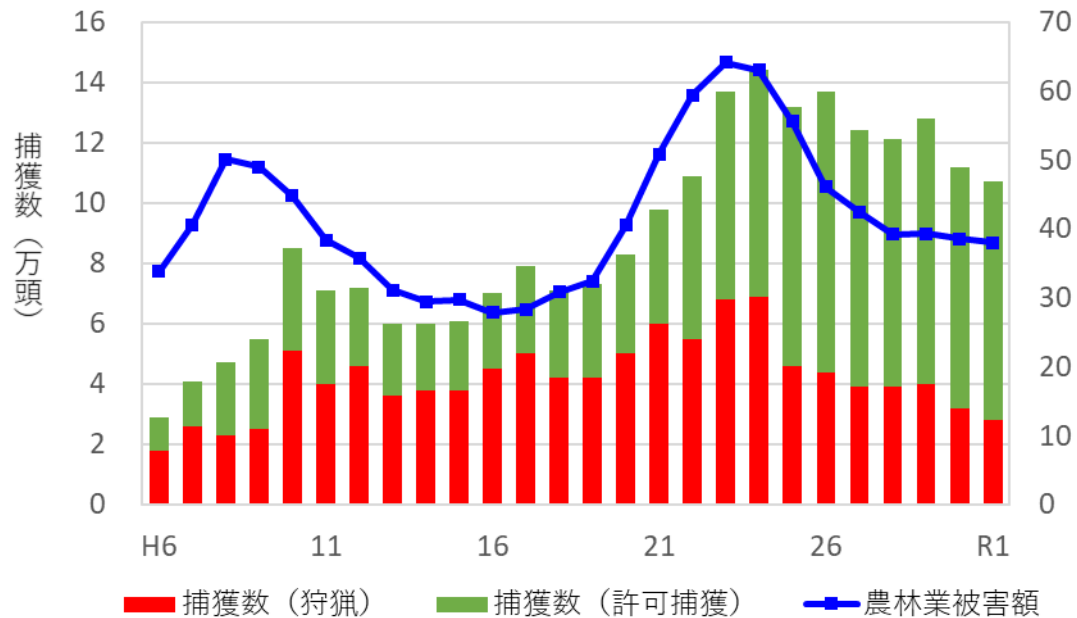


■北海道エゾシカ管理計画の基本施策

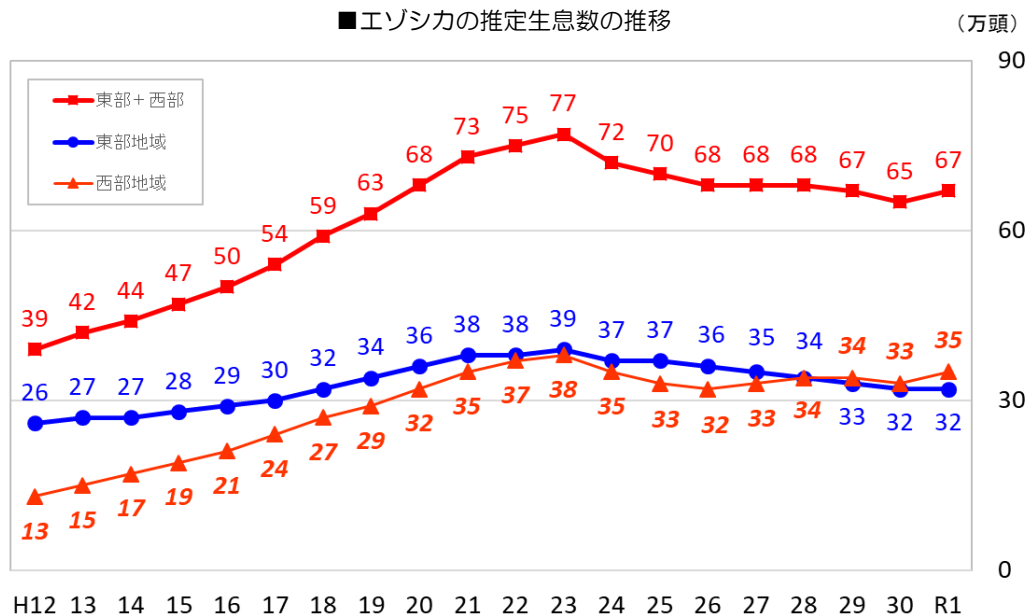
- ① 個体数管理の推進
- ② 担い手確保の推進
- ③ 有効活用の推進
- ④ 被害防除対策の推進
- ⑤ モニタリング・調査研究
- ⑥ 事故・違反防止の徹底
- ⑦ 適正な残滓処理の推進

に達し、生息数は令和元年度（2019年度）時点で約67万頭と推定されていますが（下図）、目標としている生息数とするには、今後もエゾシカ捕獲推進プランに基づく捕獲の推進が必要です

■エゾシカの捕獲頭数と農林業被害額の推移



■エゾシカの推定生息数の推移



※ 南部の推定生息数は3万頭～15万頭（参考値）であり、上図の外数

捕獲対策の推進に伴い、増加する捕獲個体を資源としていかに活用していくかも重要な課題となっており、道では、平成18年度（2006年度）にエゾシカ有効活用のガイドラインを策定し、特に食肉利用に重点をおいて取組を進めてきました。平成22年（2010年）10月からは毎月第4火曜日を「シカの日」（4火＝シカ）に設定し、エゾシカ肉の消費拡大に向けた様々な普及啓発活動を展開しています。

令和元年度（2019年度）には、「エゾシカ有効活用推進事業」として、全道の小・中学校や高校の児童・生徒などを対象に「エゾシカ出前講座」を7回（参加者総数181名）開催しました。

こうした取組などにより、近年、エゾシカ肉料理を提供するレストランやエゾシカ肉を販売するスーパーが増えるなど、エゾシカ肉の消費は確実に増加しており、さっぽろ雪まつり期間に合わせエゾシカ料理を提供する「エゾシカウィーク」（平成23年度（2011年度）事業開始）では、令和元年度（2019年度）の参加店舗数は全道157店舗でした。

また、安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大、地域ブランド化を図るため、高度な衛生管理を行うエゾシカ肉処理施設を北海道が認証する「エゾシカ肉処理施設認証制度」を運用し、令和元年度（2019年度）末時点で14施設を認証したほか、エゾシカ肉処理施設の職員等を対象とした講習会を開催しました。（参加者数18名）

シカの日参加店・エゾシカウィーク

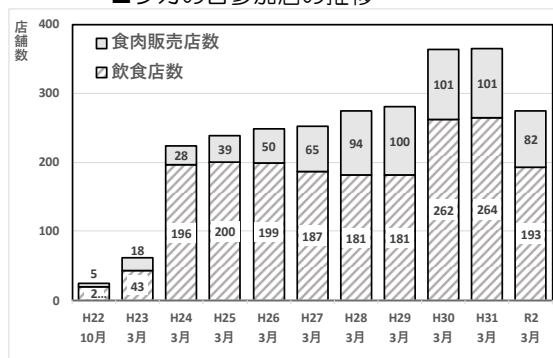
道では、「シカの日」である毎月第4火曜日などを中心に、エゾシカ肉料理を提供している飲食店や、エゾシカ肉を販売する小売店（エゾシカ肉の仕入先などいくつかの条件を満たし、普及啓発活動の趣旨にご賛同いただける店舗）を、「シカの日参加店」として登録しています。店頭に掲げられている黄緑色の「おいシカ」（右図）が、シカの日参加店の目印です。ホームページやイベント等では、これら参加店の情報を提供し、エゾシカ肉の消費拡大を図っています。



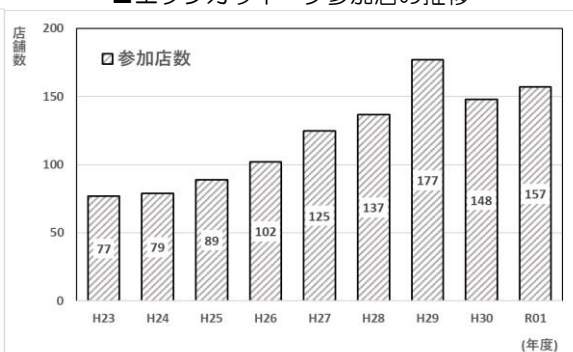
開始直後のシカの日参加店は25店舗でしたが、エゾシカ肉の消費拡大とともに参加店舗数は増加し、令和元年度（2019年度）末時点で275店舗が参加。一般消費者の消費拡大の一端を担っています。

また、「エゾシカウィーク」は、国内外から北海道を訪れる観光客が多い時期に合わせて開催するエゾシカ肉の消費拡大イベントです。シカの日参加店を中心に、エゾシカウィーク（約2週間）の期間限定でエゾシカ料理を提供する飲食店も多く参加しており、道内各地でエゾシカ料理を楽しむことができます。

■シカの日参加店の推移



■エゾシカウィーク参加店の推移



レストランシェフを対象としたPRの実施

道内外の飲食店における消費拡大を図るため、レストランシェフを対象としたセミナーを実施しました。参加者からは、「調理のバリエーションを知ることができて良かった」、「解体方法を直接見ることができ、勉強になった」等の声が寄せられました。

① エゾシカ料理セミナーin 大阪(大阪府)

関西圏のレストラン等でエゾシカ肉を活用いただくため、食肉処理事業者による枝肉の解体実演やホテルのシェフによる調理実演を行い、エゾシカ肉の部位ごとの特徴や調理法を紹介するセミナーを開催、ジビエの取扱を検討している飲食店等 23 店舗（52 名）が参加しました。



② エゾシカ料理セミナーin 旭川(旭川市)

エゾシカ肉をレストラン等の食材として活用いただくため道内の飲食店、宿泊施設のシェフを対象として有名レストランシェフによりエゾシカの魅力や調理法を紹介するセミナーを行い、道内の飲食店等 19 店舗（28 名）が参加しました。



エゾシカ肉処理施設認証制度

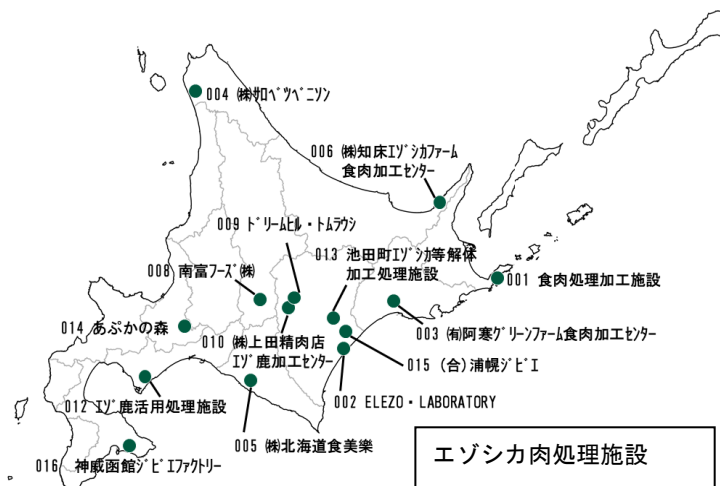
道では、エゾシカが衛生的に処理され、より安全・安心な食肉として流通することを目的として、平成 18 年度（2006 年度）に「エゾシカ衛生処理マニュアル」を策定し（最終改正平成 27 年（2015 年）4 月）、その普及に努めてきたところです。

そして、平成 27 年度（2015 年度）にこのマニュアルの遵守に北海道 HACCP の取得、履歴管理（トレーサビリティ）の導入を加えて、より高度な衛生管理を行っているエゾシカ肉の処理施設を道が認証する「エゾシカ肉処理施設認証制度」を創設、平成 28 年度（2016 年度）に運用開始し、令和元年度（2019 年度）末時点で、14 施設を認証しています。

認証を受けた施設から出荷される食肉や、その加工品には、認証マークをつけることができます。認証マークのついた製品を見かけたら、是非お召し上がりください。

■エゾシカ肉処理施設

認証マーク



エゾシカ肉処理施設
認証制度 認証施設一覧

イ ヒグマの保護管理

北海道の豊かな自然を象徴するヒグマは、かつては全道に分布していましたが、開発による生息環境の改変や昭和40年代に行われた年間500～600頭の捕獲（下図）などの結果、現在はほぼ5つの地域個体群（渡島半島、積丹・恵庭、天塩・増毛、道東・宗谷、日高・夕張）に分かれて生息しています。このうち、積丹・恵庭（石狩西部）と天塩・増毛の個体群は、「北海道レッドデータブック2001」において「保護に留意すべき地域個体群」とされています。

一方で、ヒグマによる人身被害は、死亡事故も含めてほぼ毎年発生しており、農業被害額についても、昭和50年代から現在まで、長期的には増加傾向が継続しています。

さらに、平成23年(2011年)以降、札幌市の住宅地に頻繁に姿を現すなど、人里への出没といった新たなあつれきも、大きな問題となっています。

道では、こうした人とヒグマとのあつれきを低減するため、「人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」と「地域個体群の存続」を図ることを目的として、平成29年(2017年)3月に「北海道ヒグマ管理計画」を策定し、科学的かつ計画的なヒグマの保護管理施策に取り組んでいます。

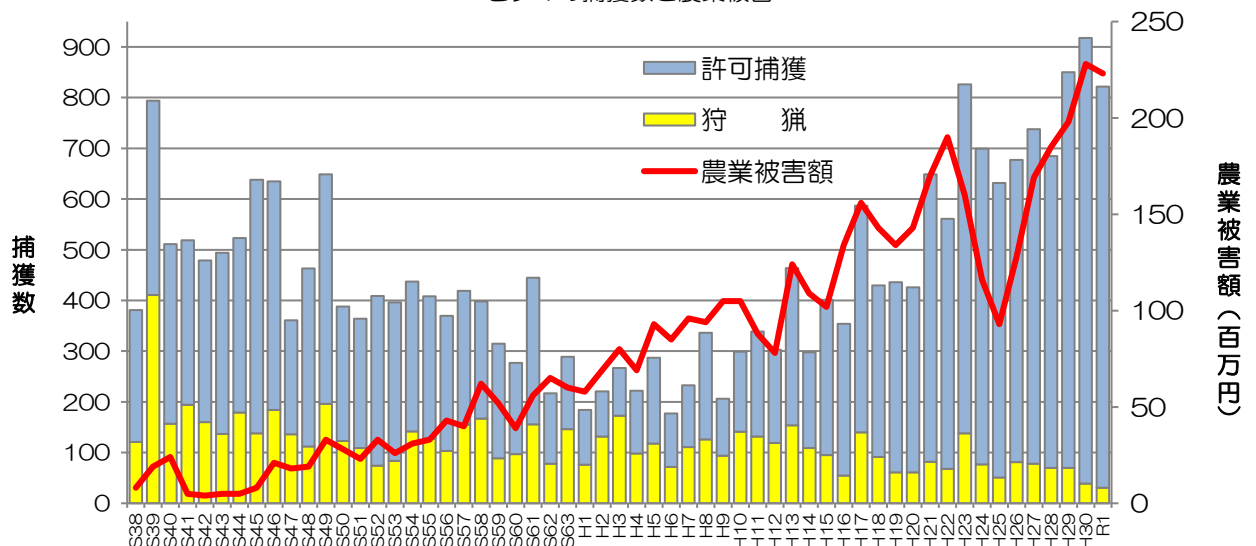
ヒグマによる人身被害の未然防止については、事故の多くが春の山菜採りや秋のキノコ採りなど、人が積極的に山野に入り込む時期に発生していることから、春と秋の年2回、「ヒグマ注意特別期間」を設け、山野でヒグマに遭わないための基本ルールの周知を図るなど普及啓発活動に努めています。

ヒグマは主に森林に生息しており、基本的には人との接触を避ける動物であるため、全てのヒグマが人間とのあつれきを起こすわけではありません。何らかの理由で農作物や生ごみなどの人為的な食物に執着したり、人間をおそれなくなった個体、いわゆる「問題グマ」が、農業被害や市街地出没の多くを引き起こしていると考えられています。

■明るい時間に農地に出没した「問題グマ」



■ヒグマの捕獲数と農業被害



そこで、出没したヒグマの行動を基に、問題の程度を適切に判断し、問題グマと判定された個体を的確に排除する仕組みの構築に取り組むとともに、問題グマをつくらないようにするため、ヒグマの農地侵入を防止する電気柵の設置促進や、ヒグマを人里に誘引する廃棄物などの適切な管理について普及啓発を行っています。

ヒグマの保護管理を適切に推進するためには、生息実態を知ることが重要です。そのためDNA分析技術を用いた生息数推定、生息数の動向を把握するための広域痕跡調査、捕獲個体から採取した試料を用いた食性、年齢及び繁殖状況等の分析など、多面的な調査研究事業を進めています。

ウ アザラシの管理

北海道沿岸には、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ、クラカケアザラシ、ワモンアザラシ、アゴヒゲアザラシの 5 種のアザラシ類が回遊・生息しており、北海道開拓以前から、肉は食料、脂は燃料、皮は鞆や被服、スキー板裏の滑り止め等の皮革製品として利用され、人間活動と密接に関わってきました。

近年、北海道に回遊・生息するアザラシ類のうち、ゴマフアザラシとゼニガタアザラシの確認個体数が増加するとともに、生息地の範囲が拡大し、漁業被害が深刻化しています。

ゴマフアザラシについては、冬場にサハリン沿岸等から本道沿岸に回遊してくる「冬期北海道回遊群」と、夏場に道東の尾岱沼等に生息し、冬場の生息地が不詳である「夏期北海道回遊群」に分類されますが、近年、冬期北海道回遊群の一部から分離し、道北地域に居続ける「周年定着個体」が増加しています。

■ゴマフアザラシ



■電波発信機の装着

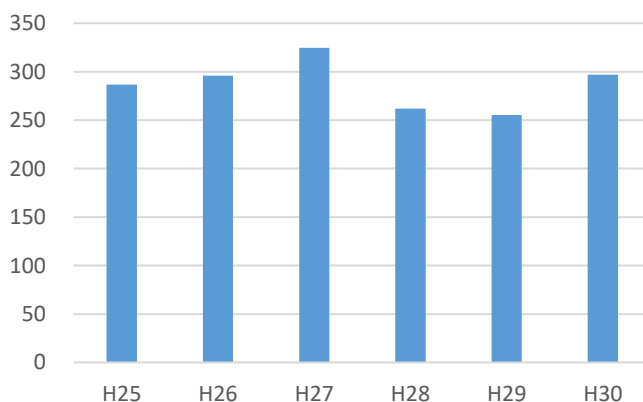


■箱わなの設置



■アザラシ類による漁業被害額

(単位:百万円)



そのため、道では、平成27年（2015年）3月にアザラシ類による漁業被害の軽減と人とアザラシ類との共存を目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、北海道アザラシ管理計画を策定し、電波発信機による行動圏追跡調査や胃内容物の食性等分析調査などの生態調査を実施するとともに、捕獲や追い払いを効果的に行う手法の検証を行っています。また、市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについて、情報共有を図るなど、被害防止と適正管理のための総合的な対策を進めることとしています。

また、ゼニガタアザラシについては、希少鳥獣であるため、環境省が所管していますが、平成27年（2015年）9月に準絶滅危惧種に引き下げられたことに伴い、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定し、平成28年度（2016年度）から適正な個体群管理のための捕獲などの取組を実施しています。

エ 狩猟の適正化等

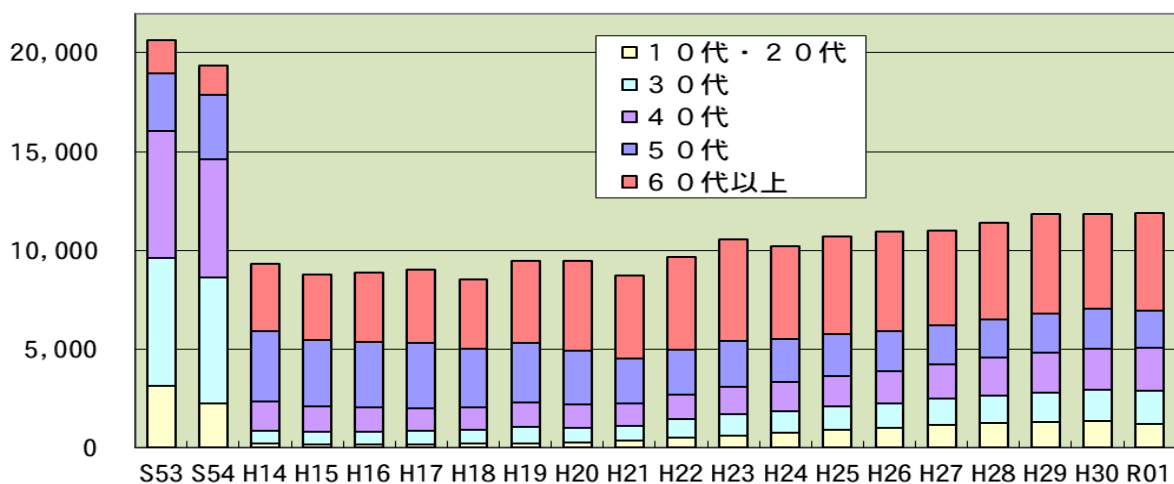
道では、狩猟免許の試験や更新、狩猟者登録などを行うとともに、狩猟事故や違反行為を防止するため、狩猟者に対する指導・取締りなどを行っています。

本道の狩猟人口は、昭和53年（1978年）の約2万人をピークに、平成18年（2006年）には約8,700人にまで減少し、加えて高齢者も多くなっています（下図）。

エゾシカによる農林業被害やヒグマの出没などへの対応が必要な地域では、狩猟免許所持者の減少が深刻な課題となっています。

このため、道ではこれまで狩猟免許試験を休日や農閑期に開催して受験者の利便性の向上を図るほか、振興局において狩猟免許出前教室を開催するなど、狩猟者確保の取組により、令和元年度（2019年度）の狩猟免許所持者は約1万2千人となっています。

■ 狩猟免許所持者数の推移



また、人命や農林水産業に被害を与える鳥獣については、対象鳥獣の生態、被害の発生状況等を勘案し、捕獲時期、捕獲方法、捕獲数などが適切なものとなるよう配慮した上で、捕獲を許可しています。

このほか、住宅地に近い河川など、銃猟による事故が予想される場所を特定猟具使用禁止区域（銃）に指定しているほか、水鳥類の鉛中毒を防止するため、水辺における鉛散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域を設定しています（右表）。

■特定猟具使用禁止区域（銃）等指定状況

区 分	箇所数	面積 (ha)
特定猟具使用禁止区域	91	35,010
指定猟法禁止区域	3	15,460

※ 令和元年度末現在

オ 林業・水産業における被害対策

エゾヤチネズミは、森林被害を与える代表的な野生動物です。平成30年度（2018年度）は697haの森林被害が発生しており、特に植栽してから10年以下の幼齢林の被害が多くなっています。

これら野ネズミによる森林被害を防ぐため、道では、野ネズミの生息状況の把握に努めるとともに、生息状況や森林被害状況等に応じて民有林を対象とした殺そ剤の散布などにより、適切な防除に取り組んでいます。

また、エゾシカは、依然として道内全域に生息域が拡散しており、樹木の枝葉や樹皮の食害などを引き起こしています（平成30年度（2018年度）は1,948ha（実面積）の森林被害）。

これらの被害を防止するため、忌避剤の散布や侵入防止柵の設置、枝条巻き（立木に枝などを巻き付け角擦りの被害を防止）について引き続き支援を行うとともに、道有林内の林道等の除雪による捕獲環境の整備や、研究機関と共同で森林内における効率的な捕獲に取り組むなど、エゾシカによる森林被害への防止対策を進めています。

■樹皮を食べるエゾシカ



トドによる漁業被害は、本道の日本海側に集中しており、漁業被害額は、平成30年度（2018年度）で約10億円と漁家経営に大きな影響を与えています。トドは近年、個体数が回復・増加し、環境省や国際自然保護連合は資源評価を「絶滅危惧Ⅱ類」から「準絶滅危惧」にランクダウンしたことから、水産庁は深刻な漁業被害がある状況を踏まえ、平成26年（2014年）8月、新たに個体数管理の基本的考え方を示す「トド管理基本方針（令和元年（2019年）8月一部改正）」を策定しました。道としても、トドと漁業との共存を図るために、小型定置網などへの強化網導入に対する支援や被害防止対策の早期確立に向け、国とともに漁業被害の実態調査等を行っています。

アザラシ類による漁業被害は、平成30年（2018年）で約3億円と高い水準で推移しています。環境省では、平成27年（2015年）9月に準絶滅危惧種に引き下げられたゼニガタアザラシについて、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定し、適正な個体群の管理のための捕獲を実施しています。道においても、平成29年（2017年）3月に全道域の「北海道アザラシ管理計画（第2期）」を策定し、引き続き被害防止のために総合的な対策を進めることとしています。

モバイルカリングの実施

モバイルカリングとは、車両で移動（モバイル）しながら、計画的な個体数調整（カリング）を行う捕獲手法の造語で、全面通行止めにした除雪林道にエサ場を設置し、おびき寄せたエゾシカを林道上の車両内外からの発砲により効率的に捕獲を行うものです。

道では、平成23年度（2011年度）からエゾシカによる森林被害を軽減するため、厳重な安全管理のもと、道有林においてモバイルカリングを実施しています。

令和元年度（2019年度）は、釧路管理区（厚岸町・浜中町）において実施しており、8日間で24頭のエゾシカを捕獲しています。

今後も、モバイルカリングによる効率的な捕獲や林道除雪による捕獲環境整備を行うことで、エゾシカによる森林被害の軽減を図って行きます。



■林道沿いの餌を食べるエゾシカ



■車両から銃でエゾシカを狙撃する様子

カ 鳥獣の保護管理に係る啓発

野生鳥獣を適切に保護していくためには、野生鳥獣に関する正しい知識を持つことが重要です。

例えば、野生鳥獣への安易な餌付けや生ごみ、未収穫作物の放置は、人馴れや人の与える食物に依存する鳥獣を生み出すだけでなく、それらの鳥獣による農作物被害や人身被害などを誘発し、不自然な鳥獣の集中化を招いて生息環境に悪影響を与えるほか、感染症の発生や拡散のおそれもあります。

このため、道では、「あなたとヒグマの共存のために」などのリーフレットを作成して配布するほか、野生鳥獣への安易な餌付けの防止について、広報紙やホームページなどを活用して普及啓発しています（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/ezukebousi.htm>）。

特に、野生鳥獣への餌付けのうちヒグマへの餌付け行為は、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性が高いヒグマを誘発することになり、ヒグマとの共存を困難にし、道内の生物多様性に著しく影響を及ぼすことから、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき、平成27年（2015年）1月20日から禁止しています。

また、傷病鳥獣の適正な保護対策を図るため、開業獣医師や公立動物園、水族館などの協力を得て、平成9年（1997年）に傷病鳥獣保護ネットワークシステムを構築し、効率的な保護収容体制を整備するとともに、傷病鳥獣の救護講座の開催やホームページなどにより、普及啓発を行っています。

平成 22 年（2010 年）には、道内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出される事例が相次いだことから、野鳥生息地の巡回や死亡野鳥のウイルス検査を迅速に実施する体制を整備し、本病の早期発見に努めているほか、死亡野鳥を素手で触らないことなど、ウイルスの拡散防止について啓発を行っています。

このほか、愛鳥思想の普及啓発を図るため、道内の児童・生徒から愛鳥週間の広報用ポスターの原画を募集し、その入賞作品の絵画展を開催しています(写真は令和元年度(2019 年度)野鳥絵画展入賞作品)。

■野鳥絵画展入賞作品



キ 多様な野生動物の生息環境の保全

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、森林鳥獣の生息地、大規模で多様な環境を有する鳥獣の生息地、渡り鳥の集団渡来地や集団繁殖地、絶滅のおそれのある希少鳥獣の生息地や、市街地などの身近な鳥獣生息地を対象として、鳥獣保護区を指定し、このうち鳥獣の生息環境を保全する上で重要な区域を特別保護地区として指定しています（下表）。

鳥獣保護区では、原則としてすべての鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では工作物の新築などの一定の開発行為が規制されます。

また、鳥獣保護区等の管理や野生鳥獣の生息状況等の調査のため鳥獣保護管理員を配置し、定期的な監視や指導を行っています。

■道指定鳥獣保護区の指定状況

鳥獣保護区の 指定目的	鳥獣保護区		特別保護地区	
	指定数	面積(ha)	指定数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	192	170,571	78	6,880
大規模生息地	3	52,639	1	45
集団渡来地	20	27,297	5	9,252
集団繁殖地	4	1,237	3	1,197
希少鳥獣生息地	2	5,426	1	43
身近な鳥獣生息地	75	5,135	—	—
計	296	262,305	88	17,417

※令和元年度末現在